

## 参考資料

1	京都府内市町村の予算の状況	1
2	地域包括支援センター関係	
(1)	京都府内の地域包括支援センターの設置状況 (令和3年度介護保険制度の実施状況 京都府高齢者支援課)	2
(2)	地域包括支援センターについて (厚生労働省ホームページ 地域包括ケアシステム)	3
3	重層的支援体制関係	
(1)	令和5年度重層的支援体制整備事業実施予定自治体、同整備事業 への移行準備事業実施自治体 (厚生労働省ホームページ 地域共生社会・重層事業に関する取組 事例・広報)	4
(2)	重層的支援体制整備事業の枠組み等について (令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な 支援体制の整備に関する全国担当者会議)	6
(3)	厚生労働省及び消費者庁通知 (別紙省略)	8
4	令和5年版消費者白書 (抜粋)	11



## 令和4年度京都府内市町村の予算及び補助金の状況

(単位：千円)

区分	予算額	地方消費者行政活性化事業費補助金					
		補助金額	予算に占める割合	推進事業		強化事業	
				金額	主要事業内容	金額	主要事業内容
京都市	60,079	14,468	24.1%	4,840	消費者教育等(～⑥)	9,628	SDGs 消費者教育 研修参加
福知山市	6,743	3,186	47.2%	3,186	相談員人件費(～⑤) 啓発(～⑦)	0	
舞鶴市	3,597	2,812	78.2%	2,812	相談員人件費(～⑥) 啓発・講座(～⑦)	0	
綾部市	2,614	175	6.7%	175	啓発・研修(～⑦)	0	
宇治市	10,655	782	7.3%	63	啓発・講座(～⑦)	719	研修開催等 啓発等 研修
宮津市	3,519	105	3.0%	105	啓発・研修(～⑦or⑨)	0	
亀岡市	7,108	80	1.1%	80	啓発・研修(～⑦)	0	
城陽市	5,918	233	3.9%	233	啓発等(～⑦)	0	
向日市	4,837	1,159	24.0%	1,159	相談員人件費(～⑦) 啓発等(～⑦)	0	
長岡京市	3,320	1,541	46.4%	53	啓発・研修(～⑦)	1,488	食品ロス
八幡市	19,700	1,582	8.0%	761	啓発・研修(～⑦)	821	啓発等 研修
京田辺市	11,489	2,815	24.5%	2,815	相談員人件費(～⑦) 啓発等(～⑦)	0	
京丹後市	6,160	3,323	53.9%	3,323	相談員人件費(～⑦or⑨) 啓発等(～⑦)	0	
南丹市	2,099	1,920	91.5%	1,920	相談員人件費(～⑨) 啓発等(～⑨)	0	
大山崎町	2	0	0.0%	0		0	
久御山町	323	302	93.5%	302	相談員人件費(～⑦) 研修(～⑦)	0	
井手町	366	202	55.2%	202	相談員人件費(～⑨) 電話窓口、研修等(～⑨)	0	
宇治田原町	108	108	100.0%	108	相談員人件費(～⑦)	0	
京丹波町	1,566	1,204	76.9%	1,204	相談員人件費(～⑨) 啓発等(～⑨)	0	
伊根町	260	0	0.0%	0		0	
与謝野町	1,801	29	1.6%	29	啓発(～⑤)	0	
相楽広域 行政組合	20,797	3,418	16.4%	3,276	相談員人件費(～⑨)	142	研修
計	173,061	39,444	22.8%	26,646		12,798	

※「予算額」は「令和4年度地方消費者行政の現況調査」の消費者行政予算(狭義)による。

※「主要事業内容」の( )は補助金の活用期限(「～⑦」は、令和7年度までを表す。)

## 12 地域包括支援センターの設置状況

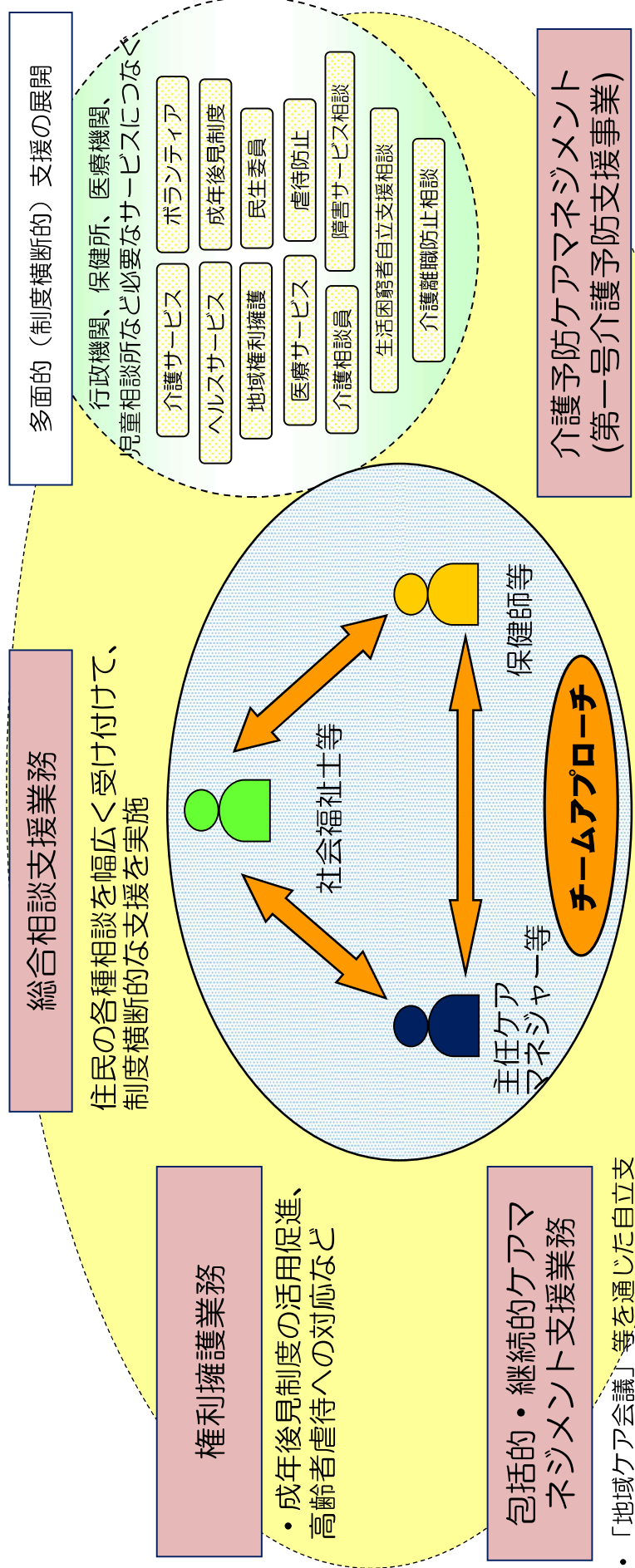
令和4年3月末現在の設置数

(単位:箇所)

圏域	保健所	市町村	センター数	設置主法					サブセンター設置数	ブランチ設置数
				ア 直営	委 託					
					イ 社会福祉法人	ウ 社会福祉協議会	エ 医療法人	オ 社団法人		
京都・乙訓		京都市	61							
	乙訓	向日市	3							
		長岡京市	4							
		大山崎町	1							
		小計	8							
小計		69		45	8	11	3	2		
山城北	山城北	宇治市	8							
		城陽市	3							
		八幡市	4							
		京田辺市	3							
		久御山町	1							
		井手町	1							
	宇治田原町	1								
小計		21	5	8	3	2		3	11	
山城南	山城南	木津川市	4							
		笠置町	1							
		和束町	1							
		精華町	2							
		南山城村	1							
小計		9	3	3	3					
南丹	南丹	亀岡市	7							
		南丹市	1							
		京丹波町	1							
小計		9	1	4	1	3		4	11	
中丹	中丹西	福知山市	2							
	中丹東	舞鶴市	7							
		綾部市	4	1	2	1				
小計		13	3	8	1	1		7		
丹後	丹後	宮津市	2	1	1					
		京丹後市	1	1						
		伊根町	1	1						1
		与謝野町	1	1						
小計		5	4	1					1	
合計		126	16	69	16	17	3	5	11	23
合計(京都市除く)		65	16	27	11	7		4	11	23

# 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）



## 総合相談支援業務

住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施

## 権利擁護業務

- ・ 成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応など

## 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・ 「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援
- ・ ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談
- ・ 支援困難事例等への指導・助言

## 多面的(制度横断的)支援の展開

- 行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など必要なサービスにつなぐ
- 介護サービス
  - ヘルスサービス
  - 地域権利擁護
  - 医療サービス
  - 介護相談員
  - 生活困窮者自立支援相談
  - ボランティア
  - 成年後見制度
  - 民生委員
  - 虐待防止
  - 障害サービス相談
  - 介護離職防止相談

## 介護予防ケアマネジメント(第一号介護予防支援事業)

要支援・要介護状態になる可能性のある方に対する介護予防ケアプランの作成など

全国で5,404か所  
(ブランチ等を含め7,409か所)

※令和4年4月末現在  
厚生労働省・老健局認知症施策・地域介護推進課調べ。

# 令和5年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体 (R4.11時点)

北海道	旭川市	埼玉県	川越市	福井県	福井市	滋賀県	彦根市	岡山県	岡山市
	七飯町		越谷市		敦賀市		長浜市		美作市
	妹背牛町		狭山市		あわら市		草津市		呉市
	鷹栖町		草加市		越前市		守山市		三原市
	津別町		桶川市		坂井市		甲賀市		東広島市
厚真町	ふじみ野市	甲州市	野洲市	廿日市市					
青森県	音更町	千葉県	川島町	長野県	松本市	京都府	高島市	山口県	宇部市
	鹿追町		鳩山町		飯田市		米原市		長門市
	広尾町		船橋市		伊那市		竜王町		高松市
	幕別町		柏市		飯綱町		長岡京市		さぬき市
	鯉ヶ沢町		市川市		岐阜市		豊中市		宇和島市
岩手県	盛岡市	東京都	木更津市	静岡県	関市	大阪府	高槻市	高知県	高知市
	遠野市		松戸市		熱海市		枚方市		本山町
	矢巾町		市原市		函南町		八尾市		中土佐町
	岩泉町		香取市		岡崎市		東大阪市		黒潮町
	仙台市		八王子市		豊田市		富田林市		久留米市
宮城県	涌谷町	東京都	墨田区	三重県	半田市	兵庫県	高石市	熊本県	大牟田市
	能代市		大田区		春日井市		交野市		八女市
	大館市		世田谷区		豊川市		大阪狭山市		糸島市
	湯沢市		渋谷区		稲沢市		阪南市		岡垣町
	由利本荘市		中野区		東海市		太子町		佐賀市
山形県	大仙市	東京都	豊島区	愛知県	大府市	奈良県	姫路市	徳島県	大津町
	山形市		立川市		知多市		尼崎市		益城町
	福島市		調布市		豊明市		明石市		中津市
	須賀川市		国分寺市		長久手市		芦屋市		津久見市
	土浦市		狛江市		東浦町		伊丹市		竹田市
茨城県	古河市	神奈川県	西東京市	神奈川県	美浜町	和歌山県	加東市	宮崎県	都城市
	那珂市		鎌倉市		武豊町		奈良市		九重町
	東海村		藤沢市		四日市市		三郷町		都城市
	宇都宮市		小田原市		伊勢市		川上村		小林市
	栃木市		茅ヶ崎市		松阪市		和歌山市		日向市
栃木県	市貝町	富山県	逗子市	三重県	桑名市	鳥取県	鳥取市	189自治体	三股町
	野木町		秦野市		名張市		米子市		
	太田市		富山市		亀山市		倉吉市		
	館林市		氷見市		鳥羽市		智頭町		
	みどり市		金沢市		いなほ市		北栄町		
群馬県	上野村	石川県	小松市	島根県	志摩市	島根県	松江市	189自治体	出雲市
	みなかみ町		能美市		伊賀市		大田市		
	玉村町				御浜町		美郷町		
							吉賀町		

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
北海道	利根町	埼玉県	さいたま市	山梨県	山梨市	大阪府	大阪市	徳島県	小松島市	大分県	大分市
	黒松内町		南アリアス市		堺市		阿南市		別府市		
	京極町		川口市		行田市		上勝町		日田市		
	東川町		鴻巣市		長野市		河内長野市		北島町		
	斜里町		久喜市		岡谷市		箕面市		丸亀市		
	白老町		北本市		駒ヶ根市		熊取町		坂出市		
	本別町		富士見市		小海町		千早赤坂村		綾川町		
	厚岸町		岩川市		下諏訪町		西宮市		琴平町		
	平内町		白岡市		富士見町		西宮市		伊予市		
	今別町		千葉市		原村		川西市		四国中央市		
青森県	蓮田村	千葉県	野田市	兵庫県	三田市	兵庫県	三田市	徳島県	小松島市	宮崎県	宮崎市
	外之浜町		船橋市		飯島町		真輪町		飯島町		
	西目屋村		浦安市		中川村		松川町		丹波篠山市		
	藤崎町		袖ヶ浦市		中央区		大垣市		丹波市		
	大鰐町		中央区		美濃加茂市		豊前市		丹波市		
	田舎館村		品川区		郡上市		たつの市		丹波市		
	柗柳町		目黒区		津市		津市		丹波市		
	釜石市		杉並区		神戸市		生駒市		丹波市		
	東松島市		練馬区		安八町		高取町		丹波市		
	富谷市		葛飾区		静岡市		明白香村		丹波市		
宮城県	大迫町	東京都	江戸川区	静岡県	御殿場市	和歌山県	橋本市	和歌山県	和歌山市	鹿児島県	鹿屋市
	鹿角市		三鷹市		青梅市		川崎市		鹿屋市		
	いづみ市		小金井市		町田市		小平市		鹿屋市		
	川俣町		国立市		福生市		福生市		鹿屋市		
	只見町		福生市		多摩市		多摩市		鹿屋市		
	三春町		平塚市		厚木市		厚木市		鹿屋市		
	桐葉町		新潟市		新潟市		新潟市		鹿屋市		
	日光市		三谷市		相模市		相模市		鹿屋市		
	小山市		見附市		村上市		村上市		鹿屋市		
	那須塩原市		岡川村		高岡市		高岡市		鹿屋市		
栃木県	さくら市	富山県	射水市	石川県	野々市市	福井県	鯖江市	福井県	美浜町	熊本県	宇城市
	那須烏山市		白山市		近江八幡市		栗東市		宇城市		
	下野市		白山市		大津市		尾道市		宇城市		
	上三川町		鯖江市		福井市		福井市		宇城市		
	芳賀町		美浜町		美浜町		美浜町		宇城市		
	壬生町		高根沢町		那珂川町		那珂川町		宇城市		
	高根沢町		那珂川町		那珂川町		那珂川町		宇城市		
	那珂川町		那珂川町		那珂川町		那珂川町		宇城市		
	那珂川町		那珂川町		那珂川町		那珂川町		宇城市		
	那珂川町		那珂川町		那珂川町		那珂川町		宇城市		
群馬県	桐生市	群馬県	桐生市	群馬県	桐生市	群馬県	桐生市	群馬県	桐生市	群馬県	桐生市
	真倉町		真倉町		真倉町		真倉町		真倉町		
	明和町		明和町		明和町		明和町		明和町		
	千代田町		千代田町		千代田町		千代田町		千代田町		
	桐生市		桐生市		桐生市		桐生市		桐生市		
	明和町		明和町		明和町		明和町		明和町		
	明和町		明和町		明和町		明和町		明和町		
	明和町		明和町		明和町		明和町		明和町		
	明和町		明和町		明和町		明和町		明和町		
	明和町		明和町		明和町		明和町		明和町		
明和町	明和町	明和町	明和町	明和町							

# 重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

## 重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

### I 相談支援

- ① 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。
- ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。

### II 参加支援事業

- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復するため(※2)を実施
  - (※1)世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
  - (※2)就労支援、見守り等居住支援 など

### III 地域づくり事業

- 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
  - 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
    - ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
    - ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

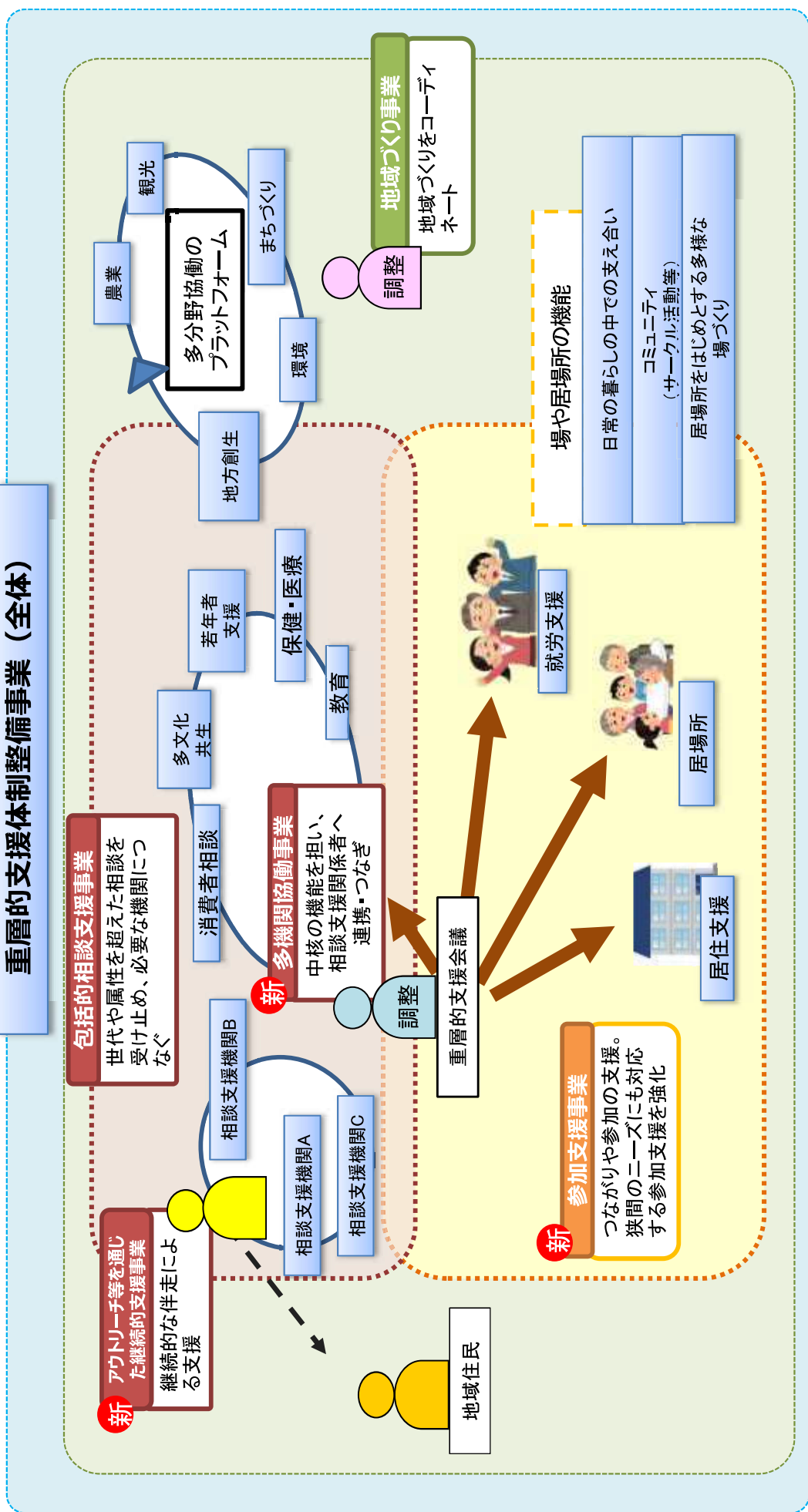
新たな事業(I、II、III)の支援を一体的に実施)



# 重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる人が少ない場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

## 重層的支援体制整備事業 (全体)



社援地発 1001 第 1 号  
消地協 第 236 号  
令和 3 年 10 月 1 日

各 都道府県  
指定都市  
市区町村  
民生主管部（局）長 殿  
消費者行政主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
消費者庁地方協力課長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 重層的支援体制整備事業と消費者安全確保地域協議会制度との連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されました（別紙中「1. 地域共生社会」、「2. 重層的支援体制整備事業における 3 つの支援」を参照）。

また、消費者行政においては、平成 26 年の消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。）の改正を踏まえ、特に配慮を要する消費者の安全の確保に関して、消費者安全確保地域協議会（以下「見守りネットワーク」という。）の設置の促進など、地域の多様な主体が連携して消費者の見守り活動に取り組む仕組みづくりを進めています。

重層的支援体制整備事業は、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を図るものであり、体制の構築に当たっては、消費者被害の防止に向け、見守りネットワークとの連携を十分に図っていただくことが重要です。

以上を踏まえ、重層的支援体制整備事業と見守りネットワークの連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定

都市を除く。)及び関係機関等に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、重層的支援体制整備事業と見守りネットワークの連携に関する記載を通知本文とし、重層的支援体制整備事業の内容や両者連携の際のより詳細な説明を別紙とする構成を採っているため、必要に応じて別紙を参照いただくようお願いします。

最後に、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 1 重層的支援体制整備事業における消費者被害防止に向けた取組

重層的支援体制整備事業においては、地方公共団体における包括的な支援体制の構築に向けて、以下のような相互の日常的な連携を構築することが望ましい（別紙中「2. 重層的支援体制整備事業との連携」、「4.（2）相互理解の促進」を参照）ことから、地方公共団体の民生主管部と消費者行政担当部局が積極的に連携し、消費者被害の防止に向けて取り組むこと。

その際、重層的支援体制整備事業に消費者行政担当部局が関与し、見守りネットワークとしても一体として運用することにより、効率的・効果的かつ実効性のある取組とすること。

- ・ 従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、多機関協働事業者や包括的相談支援事業者と情報共有し、必要に応じて連携して支援すること（見守りネットワークと一体的な運用であれば、本人同意を得ていない場合でも情報共有が可能）。
- ・ 課題が顕在化していない状態であっても、地域住民の抱える課題の端緒となる事象等を把握した場合には、包括的相談支援事業者や多機関協働事業者に情報提供し、必要に応じて連携して支援すること。
- ・ アウトリーチ等を通じた支援の強化が必要と思われる事例については、アウトリーチ支援事業者に情報提供し、必要に応じて連携して支援すること。
- ・ 多機関協働事業者や包括的相談支援事業者、アウトリーチ支援事業者等においては、支援を実施する中で、消費者の安全確保に向けた支援の必要が生じた場合には、担当部局に情報提供し、必要に応じて連携して支援を行うこと。
- ・ 民生主管部や多機関協働事業者においては、消費者被害の防止に向け、必要に応じて消費者行政担当部局に対して参画を依頼するとともに、当該部局においては積極的に協力すること。同様に、民生主管部においては、見守りネットワークへの参加を求められた場合においては、積極的に協力すること。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、見守りネットワークの会合と組み合わせて開催することも可能である。

## 2 相互理解の促進

重層的支援体制整備事業は、消費者被害防止施策と相互に密接した関係にあり、消費者被害の防止は、財産の権利擁護という福祉の目的の一部でもある点に留意し、部局間や支援関係機関間の相互理解を深めるため、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保するよう努めていただきたいこと。

都道府県については、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、研修の実施や支援関係機関間のネットワーク構築支援等の必要な支援を継続的に行うとともに、連携事例等に関する情報について、各都道府県域内での共有に努めていただきたいこと。

以上

## 第2章

# 【特集】高齢者の消費と 消費者市民社会の実現に向けた取組

日本は超高齢社会に突入しており、そのことは高齢消費者の増加も意味しています。その中で、高齢者が消費者トラブルの被害に遭う事例も、例年多く発生しています。さらに近年のデジタル化の進展等の社会環境の変化は、高齢者の消費行動にも影響を与えています。

一方、消費者は、「消費者市民社会」を構成する一員として、公正かつ持続可能な社会の形成に向けて、積極的に参画する主体でもあります。近年では、「持続可能な開発目標（SDGs）」が世界共通の目標として設定されるなど、持続可能な社会を構築していく必要性が世界的にも強く認識されていますが、その達成に向けた取組は消費者市民社会の実現にも資するものです。消費者市民社会の実現に向けては、消費者、事業者及び行政の協働が不可欠です。高齢者は社会の重要な主体であり、公正かつ持続可能な社会の形成に向けた取組への参画を促すとともに、主体的な行動の活発化は、非常に重要です。

そこで本章では、まず、第1節で高齢者を取り巻く社会環境の変化を踏まえつつ、近年の高齢者の特徴的な意識について分析します。第2節では、これら高齢者に特徴的な消費者トラブルと関連付けて分析し、現在の行政の取組を踏まえて、高齢者の「消費者被害の防止」に向けた提案を行います。さらに第3節では、高齢者の社会貢献活動やSDGsに関わる取組としてエンカル消費等への関心と実際の取組の状況について分析するとともに、高齢者等による多様な取組について紹介し、行政や民間による促進策の現状も踏まえて、「社会貢献活動への参画の促進」に向けた提案を行った上で、消費者市民社会の実現に向けた消費者行政の在り方を展望します。

なお、本章における「高齢者」とは、主に65歳以上を指して取り上げますが、統計上の都合等により、60歳代前半（60歳から64歳まで）を含む場合もあります。

## 第1節 高齢者を取り巻く環境と意識

近年の高齢者の意識が変化した背景には、社会環境の変化があると考えられます。本節では、超高齢社会の現状を概観し、高齢者を取り巻く社会環境の変化として、デジタル化の進展や周囲とのつながりの状況、消費者市民社会とSDGsの設定等について紹介します。その上で、消費者庁が2022年11月に実施した「消費者意識基本調査」を始めとする各種調査結果を基に、高齢者の意識について分析します。

### (1) 超高齢社会の現状

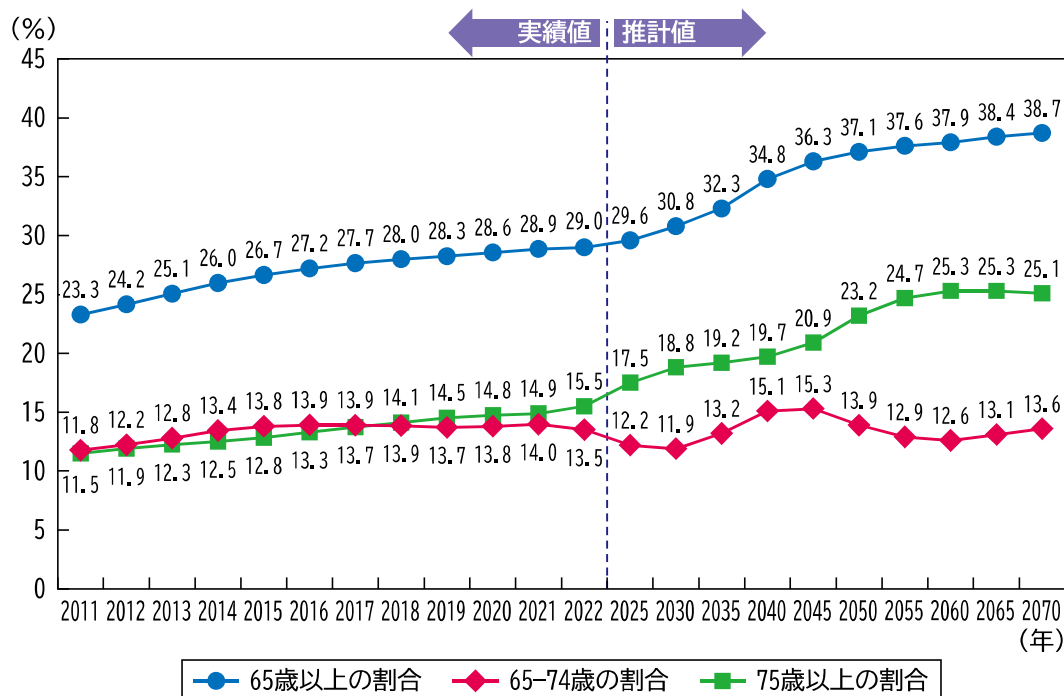
#### ■ 高齢化の進展

2022年時点の全人口の約3割が高齢者、  
2050年は約4割まで増加する見込み

総務省の「人口推計」によると、2022年の65歳から74歳までの人口は約1,687万人、全人口に占める割合が13.5%、75歳以上の人口は約1,936万人、全人口に占める割合が15.5%で、全人口の約3割が高齢者となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によると、全人口に占める65歳から74歳までの割合は、2050年には13.9%とな

る見込みです。75歳以上の割合は増加が続き、2050年に23.2%に達し、およそ4人に1人が75歳以上となる見込みです（図表 I-2-1-1）。

図表 I-2-1-1 高齢者の割合の推移



(備考) 1. 2022年までは総務省「人口推計」(各年10月1日現在)により作成。  
2. 2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2023年推計)の出生中位・死亡中位推計により作成。

## 高齢者の割合は地方ごとに異なる

総務省の「人口推計」によると、2022年の地域別総人口に占める65歳以上の割合が最も高かったのは四国地方の34.1%で、75歳以上の割合も四国地方が最も高く18.3%となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、

2045年の全人口に占める65歳以上の割合は東北地方が43.7%で最も高く、75歳以上の割合も東北地方が26.8%と最も高くなる見込みです。地域によって高齢者の割合は異なるものの、全ての地域で高齢者の割合が2045年にかけて高まることが予測されています。また、高齢者の割合の増加幅は地域によって差があります（図表 I-2-1-2）。

図表 I-2-1-2 高齢者の割合の変化（地域別）

	2022年					2045年		高齢者が総人口に占める割合の2045年と2022年の差（%ポイント）	
	人口（千人）			総人口に占める割合（%）		総人口に占める割合（%）		65歳以上	75歳以上
	総人口	65歳以上	75歳以上	65歳以上	75歳以上	65歳以上	75歳以上		
全国	124,947	36,236	19,364	29.0	15.5	36.8	21.4	7.8	5.9
北海道地方	5,140	1,686	888	32.8	17.3	42.8	26.0	10.0	8.7
東北地方	8,426	2,793	1,444	33.1	17.1	43.7	26.8	10.6	9.7
関東地方	43,535	11,370	6,107	26.1	14.0	34.4	19.4	8.3	5.4
中部地方	20,886	6,164	3,310	29.5	15.8	37.2	21.7	7.7	5.9
近畿地方	22,094	6,434	3,514	29.1	15.9	37.5	21.7	8.4	5.8
中国地方	7,137	2,271	1,238	31.8	17.3	36.8	21.6	5.0	4.2
四国地方	3,620	1,235	663	34.1	18.3	40.8	24.3	6.7	6.0
九州・沖縄地方	14,108	4,282	2,202	30.4	15.6	36.7	21.9	6.3	6.2

（備考） 1. 2022年は総務省「人口推計」（各年10月1日現在）により作成。  
 2. 2045年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（2018年推計）により作成。  
 3. 北海道地方：北海道  
 東北地方：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県  
 関東地方：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県  
 中部地方：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県  
 近畿地方：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
 中国地方：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県  
 四国地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県  
 九州・沖縄地方：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

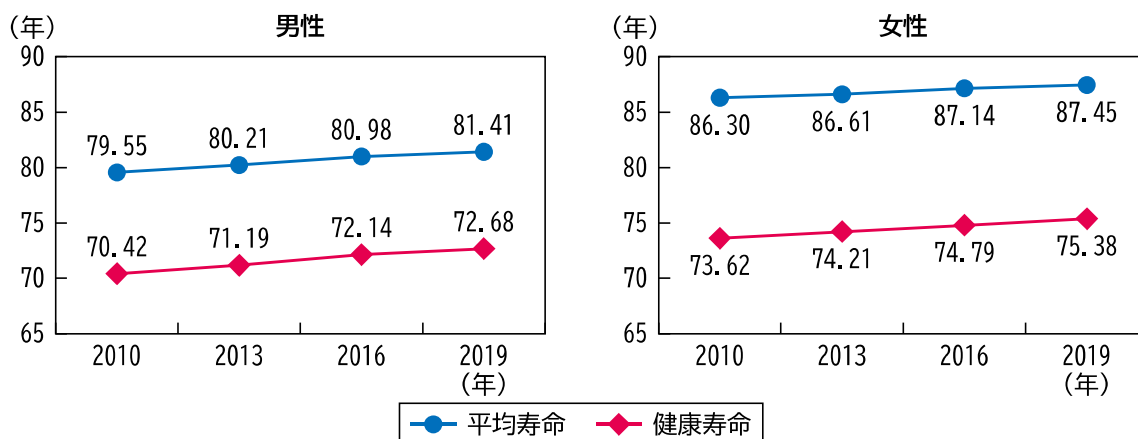
## 健康寿命は延びており、平均寿命と比較しても伸びが大きい

日常生活に制限のない期間（健康寿命）は、2019年時点で男性が72.68年、女性が75.38年となっており、男女共に延びています。健康寿命の伸びは、2010年から2019年までの10年間で男性が2.26年、女性が1.76年となっており、同期間における平均寿命の伸び（男性が1.86年、女性が1.15年）を上回っています（図表 I-2-1-3）。

## 認知症患者は今後も増加する見込み

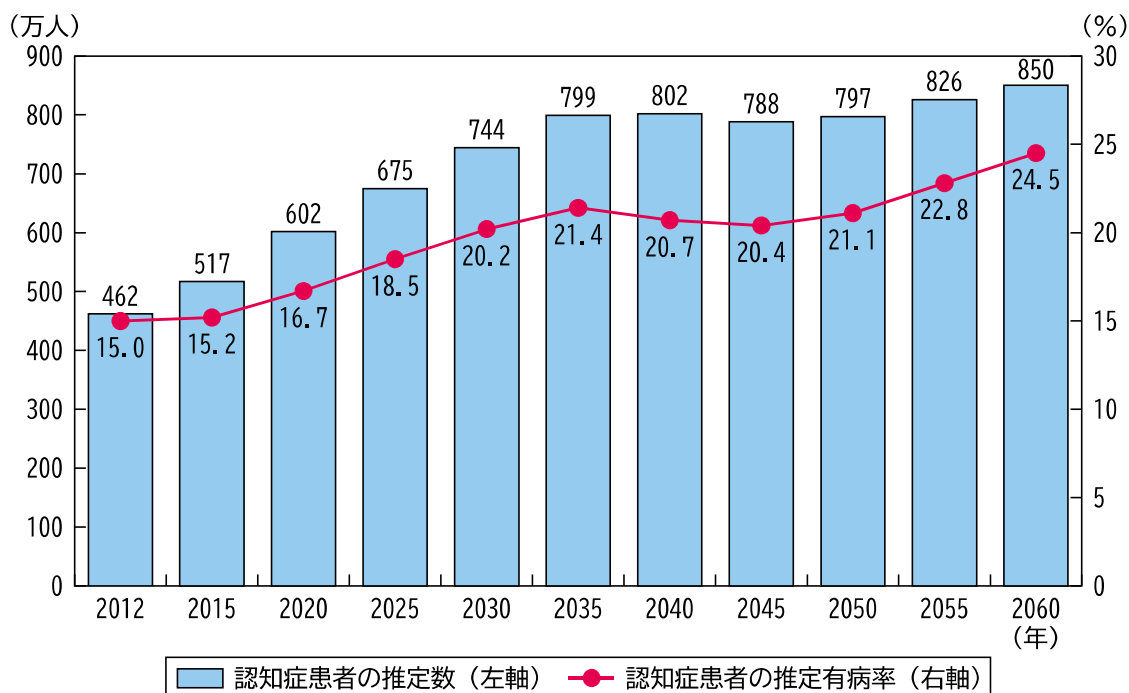
認知症患者数の推計をみると、2012年は65歳以上の認知症患者数が462万人となっています。2060年には65歳以上の認知症患者数が850万人に増加すると推計されており、65歳以上の約4人に1人が認知症患者となる可能性が示唆されました（図表 I-2-1-4）。

図表 I-2-1-3 健康寿命と平均寿命の推移



（備考） 1. 平均寿命（2010年）：厚生労働省「第21回生命表（完全生命表）」により作成。  
 2. 平均寿命（2013年、2016年、2019年）：厚生労働省「平成25年/平成28年/令和元年簡易生命表」により作成。  
 3. 健康寿命：厚生労働科学研究『「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」（研究代表者 辻一郎）』『健康日本21（第二次）の総合的評価と次期健康づくり運動に向けた研究』（研究代表者 辻一郎）』において算出された数値を基に作成。

図表 I-2-1-4 65歳以上の認知症患者の推定人数と推定有病率の推移



(備考) 1. 平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」により作成。  
2. 上記研究報告書に記載のデータのうち、「各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合」のデータを使用。

## (2) 高齢者を取り巻く社会環境の変化

### ■ デジタル化の進展

情報通信技術の発達と情報通信機器・サービスの普及により、日本社会のデジタル化が急速に進展しています。そして、スマートフォン等により、いつでも手軽にデジタル空間にアクセスし、商品やサービスを購入できるようになりました。インターネットの活用は高齢者の間でも広がっています。一方で、高齢者を含む一部の消費者において、インターネット等の情報通信技術の恩恵を受けられないことで生じるデジタルデバイドや、デジタル技術に関する知識やデジタル機器・サービスを利用する能力といったデジタルリテラシーの不足の問題が発生しています。

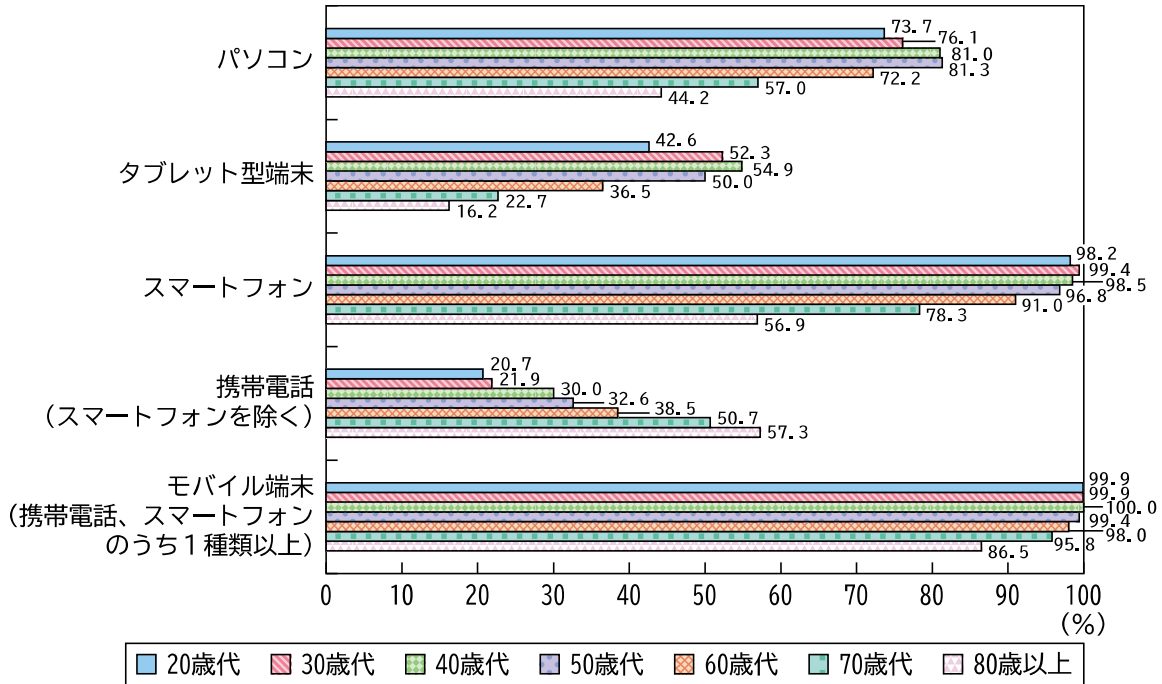
そこで、ここでは技術やサービスの普及、利用状況等を基に、日本社会のデジタル化の進展に対する高齢者の状況について分析します。

## モバイル端末の保有率は世帯主が高齢者の世帯でも8割を超えている

総務省の「令和3年通信利用動向調査」によると、「モバイル端末（携帯電話、スマートフォンのうち1種類以上）」の世帯保有率は、全ての世帯主の年齢層で80%を超えています。情報通信機器別にみると、世帯主が20歳代から60歳代までの世帯では「スマートフォン」の保有率は90%を超えています。その中でも世帯主が60歳代の世帯の「スマートフォン」の保有率は20歳代から50歳代までよりもやや低くなっています。世帯主が70歳代、80歳以上の世帯は、世帯主が他の年齢層である世帯と比較して「スマートフォン」、「パソコン」、「タブレット型端末」の保有率が低くなっていますが、「携帯電話（スマートフォン除く）」の保有率は50%を超えており、携帯電話も含めた「モバイル端末」の保有率は80%を超えています。世帯主が高齢者の世帯のほとんどが情報通信機器を保有しているものの、保有する機器の種類は世帯主の年齢層により違いがみられます（図表 I-2-1-5）。



図表 I-2-1-5 情報通信機器の世帯保有率（年齢層別）

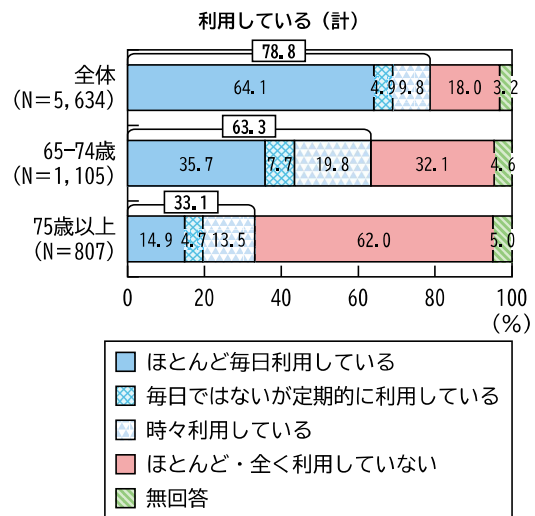


(備考) 総務省「令和3年通信利用動向調査」により作成。

## 高齢者のインターネット利用率は低いものの、年齢層による違いが大きい

「消費者意識基本調査」(2022年度)で、「普段、パソコンやスマートフォン等でインターネットをどの程度利用しているか」を聞いたところ、65歳から74歳まででは、「利用している」(「ほとんど毎日利用している」、「毎日ではないが定期的に利用している」又は「時々利用している」の計)と回答した人の割合は約6割、75歳以上においては約3割でした。高齢者のインターネット利用率は全体と比べて低いものの、65歳から74歳まででは利用している人が約6割である一方で、75歳以上では利用していない人のほうが多く、高齢者の中でも年齢層により利用率に大きな差があります。また、「利用している」と回答した人の中でも、全体では「ほとんど毎日利用している」と回答した人が大半である一方、65歳から74歳まででは「利用している」と回答した人の5割強が、75歳以上では4割強が「ほとんど毎日利用している」と回答し、利用している人の中でもより高齢な方が、インターネットの利用頻度が低くなっています(図表I-2-1-6)。

図表 I-2-1-6 「インターネットをどの程度利用しているか」という問への回答の割合(年齢層別)



(備考) 1. 消費者庁「消費者意識基本調査」(2022年度)により作成。  
2. 「あなたは、普段、パソコンやスマートフォン等でインターネットをどの程度利用していますか。」との問に対する回答。

## 高齢者は「どのように使えば良いか分からない」や「自分の生活には必要ない」という理由でインターネットを利用していない

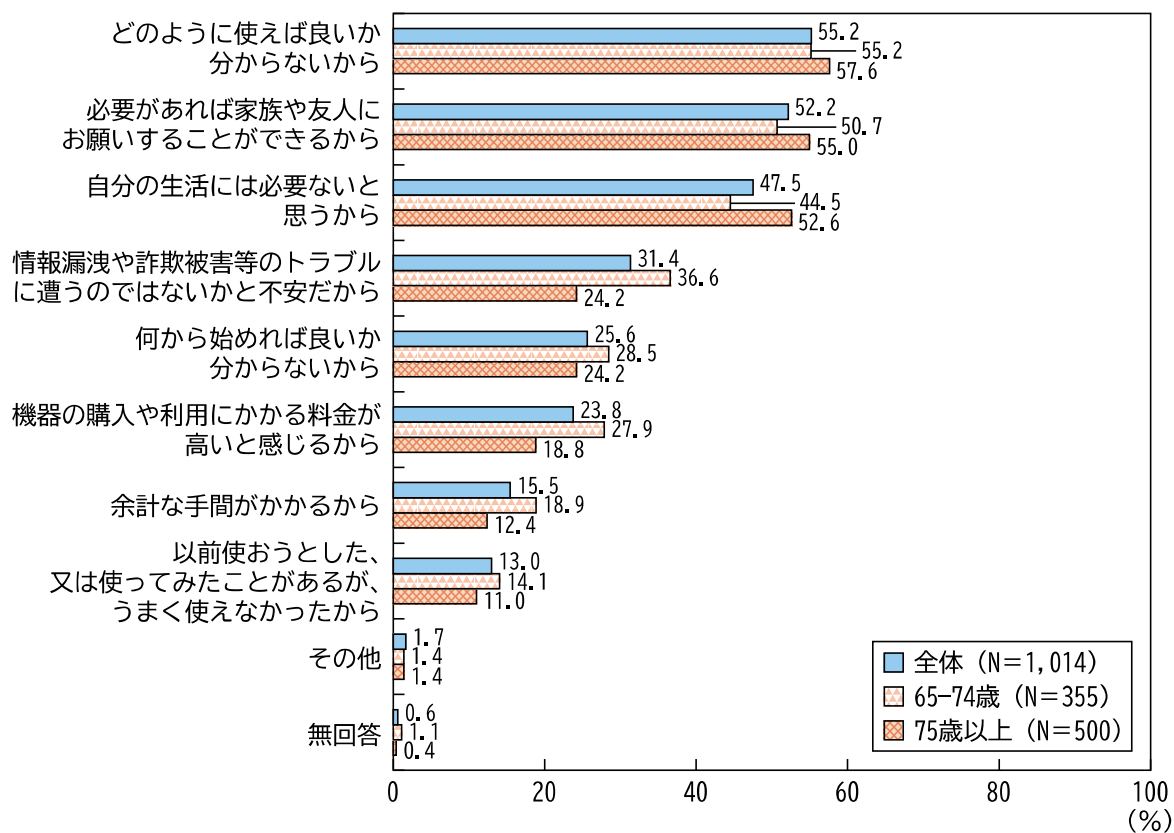
インターネットを「利用していない」と回答した人に、その理由を聞いたところ、「どのように使えば良いか分からないから」と回答した人の割合が65歳から74歳までで55.2%、75歳

以上で57.6%と最も高くなっています。次いで、「必要があれば家族や友人にお願いすることができるから」と回答した人の割合は65歳から74歳までで50.7%、75歳以上で55.0%でした。また、「自分の生活には必要ないと思うから」と回答した高齢者が約半数いました（図表 I-2-1-7）。以上の結果から、高齢者は使い方が分からないという、デジタルリテラシーに関連した理由のほか、家族や友人にお願いできる、生活に必要ないと感じていることから、インターネットを利用していない人が多いことが分かりました。インターネットを自分で利用しようとする動機の不足もデジタルデバイドの要因になることが推察されます。

## 高齢者のインターネットの利用用途は限定的

さらに、インターネットを「利用している」と回答した人に、「利用しているもの」を聞いたところ、「情報収集（検索、閲覧）」と回答した人の割合が65歳から74歳までが89.3%、75歳以上が84.3%と最も高くなっています。ほぼ全ての項目において、高齢者の回答の割合は全体よりも低くなっており、特に75歳以上では、「電子決済・QRコード決済」、「ネットバンキング・振込」等、回答した人の割合が10%未満の項目が多くなっています。以上の結果から、高齢者は全体と比較して、インターネット利用の用途が限定的であることが分かります（図表 I-2-1-8）。前述した高齢者のスマートフォン、パソコンやタブレット型端末の保有率が他の年齢層よりも低いことも、用途が限定的である一因になっている可能性が考えられます。

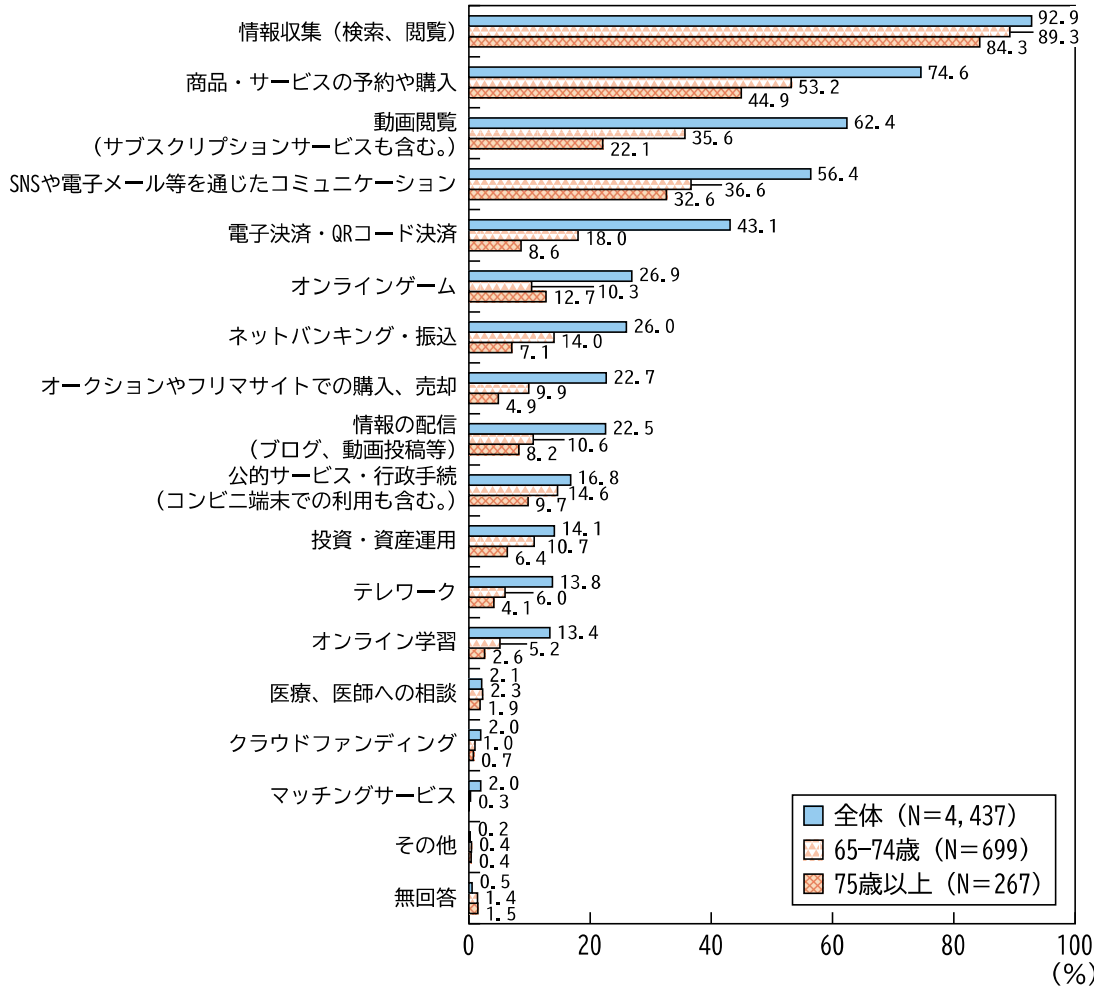
図表 I-2-1-7 インターネットを「利用していない」理由（年齢層別）



(備考) 1. 消費者庁「消費者意識基本調査」(2022年度)により作成。  
2. 「あなたは、普段、パソコンやスマートフォン等でインターネットをどの程度利用していますか。」との問いに対し、「ほとんど・全く利用していない」と回答した人への、「あなたが、パソコンやスマートフォン等でインターネットを利用していない理由は何ですか。」との問いに対する回答数が、全体の多い順に表示（複数回答）。

図表 I-2-1-8

インターネット上で「利用している」もの（年齢層別）



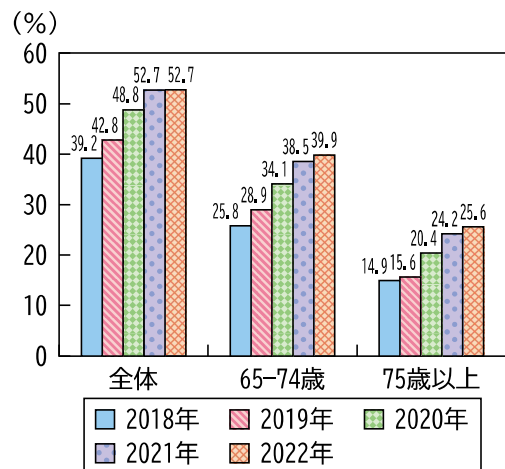
(備考) 1. 消費者庁「消費者意識基本調査」(2022年度)により作成。  
 2. 「あなたは、普段、パソコンやスマートフォン等でインターネットをどの程度利用していますか。」との問いに対し、「ほとんど毎日利用している」、「毎日ではないが定期的に利用している」又は「時々利用している」と回答した人への、「インターネット上で利用しているものを全てお選びください。」との問いに対する回答数が、全体の多い順に表示（複数回答）。

## 高齢者が世帯主の世帯でもネットショッピングの利用率が増加

総務省の「家計消費状況調査」で、二人以上の世帯におけるインターネットを利用して財やサービスの注文をした世帯の割合（以下「ネットショッピングの利用率」という。）について、世帯主の年齢別の推移をみると、2018年から2022年までの5年間で、全体では39.2%から52.7%に、65歳から74歳までは25.8%から39.9%に、75歳以上は14.9%から25.6%にそれぞれ増加しました。また、2018年以降の経年変化をみると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まった2020年に他の年と比べて大きくネットショッピングの利用率が上昇しました。高齢者が世帯主の世帯では、2021年以降も利用率は上昇を続けています（図表 I-2-1-9）。

図表 I-2-1-9

ネットショッピング利用世帯の割合の推移(世帯主年齢層別)



(備考) 総務省「家計消費状況調査」(二人以上の世帯)により算出。

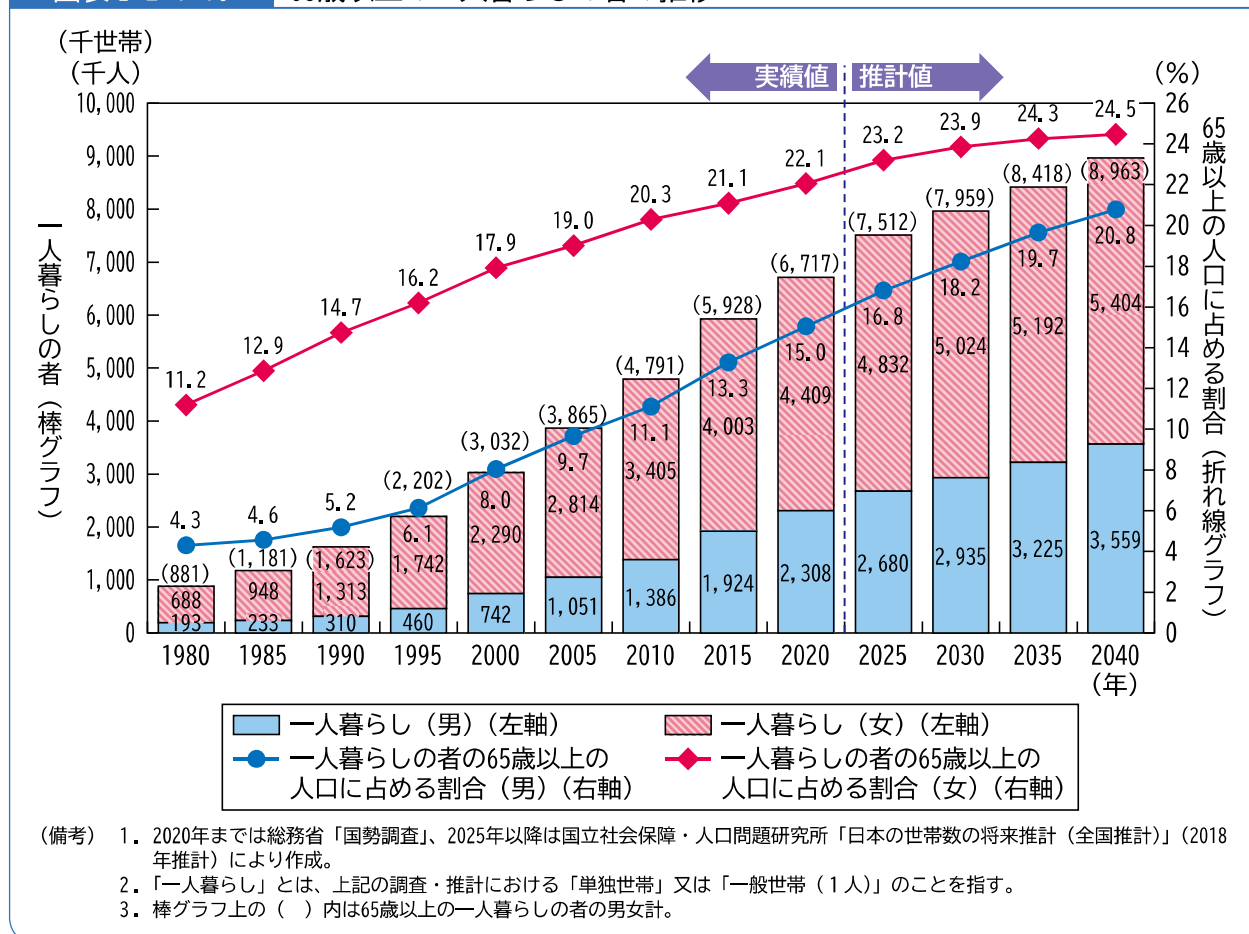
## ■ 周囲とのつながりの状況

家庭や地域等の状況に目を向けると、世帯構造の変化等により、孤独や孤立が生まれやすい社会になっています。ここでは、各種調査結果を基に、家庭や地域の状況について分析します。

## 高齢者の一人暮らしの割合は1980年以降、増加傾向

65歳以上の一人暮らしの者の割合は男女共に増加傾向にあり、1980年には男性4.3%、女性11.2%でしたが、2020年には男性15.0%、女性22.1%となっています。高齢者人口が増加する中、特に一人暮らしの高齢者が増えています（図表 I-2-1-10）。

図表 I-2-1-10 65歳以上の一人暮らしの者の推移



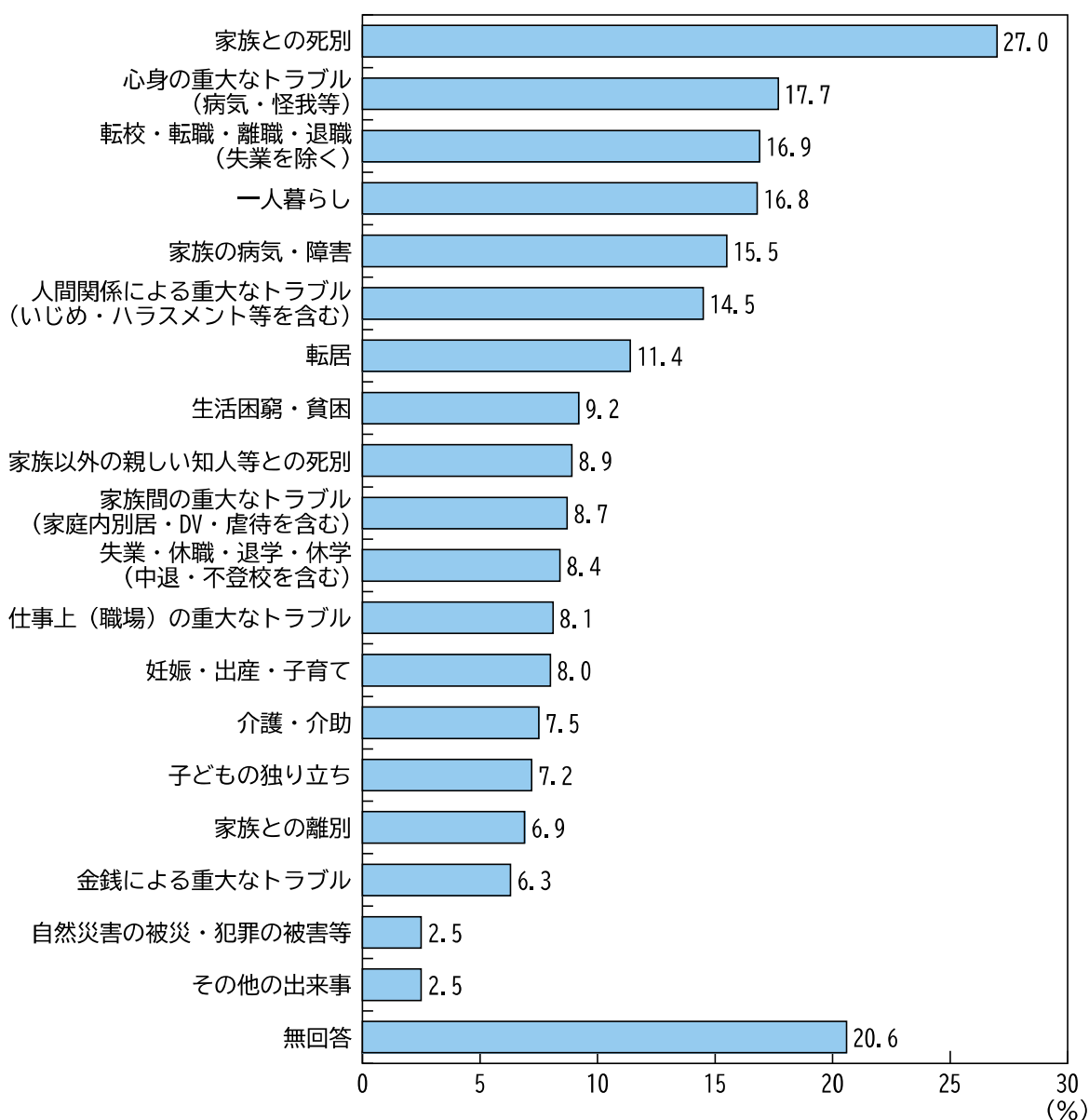
## 孤独感に強く影響を与えたとと思われる出来事として「一人暮らし」と回答した人はおよそ6人に1人

内閣官房の「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和4年人々のつながりに関する基礎調査）」で、全国の16歳以上の個人に「どの程度、孤独であると感じることがあるか」を聞いた際に、「孤独を感じる頻度が比較的高いと回答した人」（「たまにある」、「時々ある」又は「しばしばある・常にある」の計）に対して、「現在の孤独感に強く影響を与えたとと思われる

出来事」を聞いたところ、「家族との死別」と回答した人の割合が27.0%で最も高く、次いで「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」が17.7%、「転校・転職・離職・退職（失業を除く）」が16.9%、「一人暮らし」が16.8%でした。孤独感を感じる頻度が比較的高いと回答した人のおよそ6人に1人は、「一人暮らし」が孤独感に強く影響を与えたと考えており、一人暮らしは孤独を感じる要因になる可能性が示されました（図表 I-2-1-11）。

図表 I-2-1-11

「孤独感に強く影響を与えたとと思われる出来事はどれか」という問への回答割合



- (備考) 1. 内閣官房「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和4年人々のつながりに関する基礎調査）」により作成。  
 2. 「あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。」との問に対して、「たまにある」、「時々ある」又は「しばしばある・常にある」と回答した人への、「現在の孤独感に強く影響を与えたとと思われる出来事はどれですか。影響の強い順番に3つまでお答えください。」との問に対する回答数が多い順に表示（複数回答）。  
 3. 全体：N = 4,380

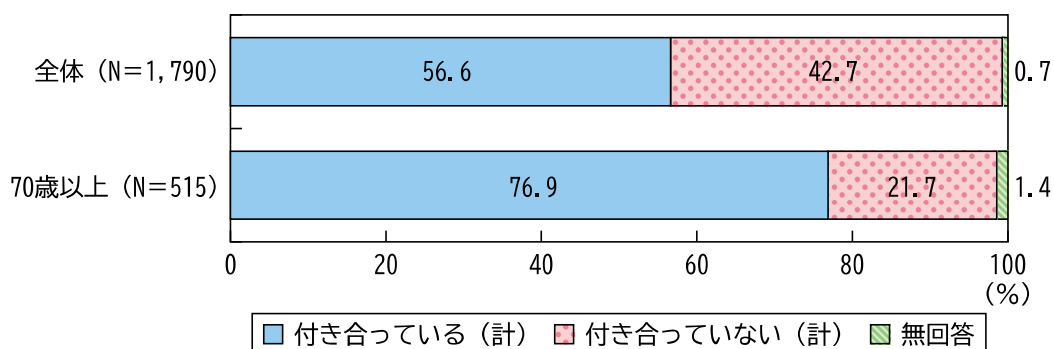
## 高齢者の約8割は地域との付き合いがある

内閣府の「社会意識に関する世論調査」(2021年12月調査)によると、「地域での付き合いをどの程度しているか」という問に対し、「付き合っている」「よく付き合っている」又は「ある程度付き合っている」の計)と回答した人の割合は、全体が56.6%、70歳以上が76.9%となり、高齢者の方が地域との付き合いがあることが分かりました(図表I-2-1-12)。

## 75歳以上の4人に1人は、相談事があったときに近所の人と相談をするような付き合いがある

内閣府の「高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」(2021年度)で、「近所の人とふだんどのような付き合いをしているか」を聞いたところ、60歳以上の高齢者全体では、「会えば挨拶をする」と回答した人の割合が83.5%と最も高く、次いで、「外でちょっと立ち話をする」が55.4%でした。また、70歳以上では「物をあげたりもらったりする」と回答した人の割合が50%以上あり、60歳代よりも高くなっています。さらに、75歳以上のおよそ4人に1人が、「相談ごとがあった時、相談したり、相談されたりする」と回答しました。高齢者の中でも年齢によって近所の人との付き合い方は異なることが示唆されました(図表I-2-1-13)。

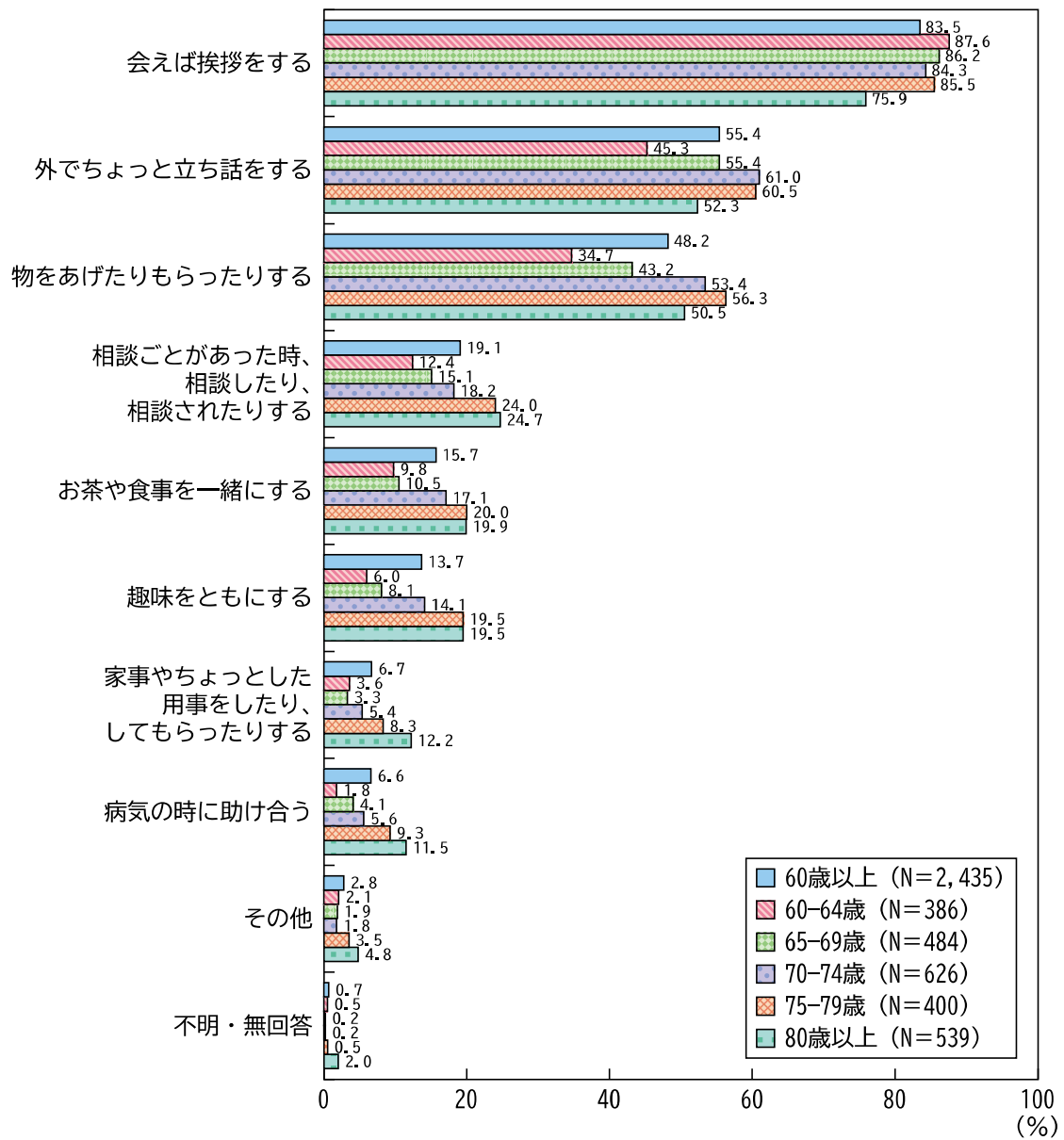
図表 I-2-1-12 「地域での付き合いをどの程度しているか」という問への回答の割合



- (備考)
1. 内閣府「社会意識に関する世論調査」(2021年12月調査)により作成。
  2. 「あなたは地域での付き合いをどの程度していますか。」との問に対する回答。
  3. 付き合っている (計): 問に対し、4件法で「よく付き合っている」又は「ある程度付き合っている」と回答した合計数。
  4. 付き合っていない (計): 問に対し、4件法で「あまり付き合っていない」又は「全く付き合っていない」と回答した合計数。

図表 I-2-1-13

「あなたは、ふだん、どのようなお付き合いをなさっていますか」という問への回答の割合（年齢層別）



(備考) 内閣府「高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」(2021年度)により作成。